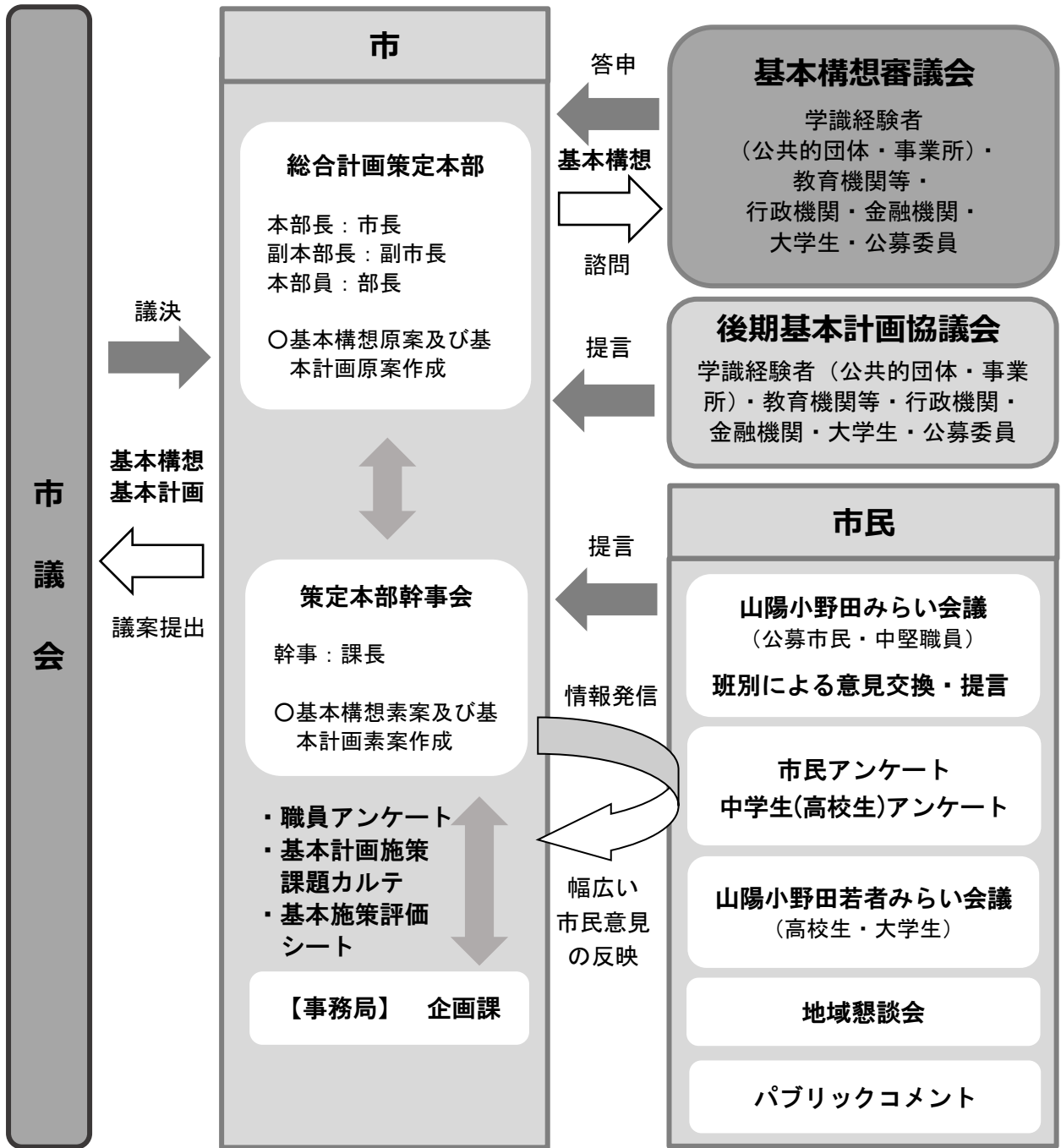


資料編

1 策定体制・策定経過

(1) 策定体制



(2) 策定経過

●基本構想及び前期基本計画策定時

時期	内容	備考
2月～ 3月	市民アンケート調査の実施	市民 3,500 人、市内中学2年生 564 人
	職員アンケート調査の実施	市職員(消防組合を除く。)751 人
5月	総合計画に関する基本方針を策定	
	第1回総合計画策定本部会議	策定の基本方針の説明・決定
	市議会議員全員協議会	策定の基本方針の説明
7月	山陽小野田若者みらい会議委員募集	
8月	第2回総合計画策定本部会議	策定本部体制の説明 基本構想審議会の委員構成の説明 計画策定支援業務受託業者選定審査会の結果報告 「山陽小野田みらい会議」、「山陽小野田若者みらい会議」の進捗状況の報告
10月	第3回総合計画策定本部会議	山陽小野田みらい会議委員の報告 施策課題カルテの報告
	第4回総合計画策定本部会議	第二次総合計画の構成の説明 策定スケジュールの説明
11月	第1回山陽小野田みらい会議	テーマ「山陽小野田市の「いいところ」、「もっと良くしたいところ」
	第1回山陽小野田若者みらい会議	テーマ「山陽小野田市のいいところを考えよう」、「未来日記を描こう」、「未来日記を実現するためにはどのようなことが必要か考えよう」
	第2回山陽小野田みらい会議	テーマ「まちづくりの取組について考えよう」
	第3回山陽小野田みらい会議	テーマ「まちづくりの取組について考えよう」
12月	第4回山陽小野田みらい会議	提言の整理
	地域懇談会(小野田地区)	テーマ「山陽小野田市のいいところについて話し合う」、「山陽小野田市のもっと良くしたいところについて話し合う」
	第5回総合計画策定本部会議	施策体系の協議
	第6回総合計画策定本部会議	施策課題カルテの協議 施策体系の協議
	地域懇談会(山陽地区)	テーマ「山陽小野田市のいいところについて話し合う」、「山陽小野田市のもっと良くしたいところについて話し合う」
	第1回基本構想審議会	(諮問)第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について 総合計画についての説明 策定の基本方針についての説明
	第2回山陽小野田若者みらい会議	テーマ「実現するためのアイデアをさらに深めよう」、「自分たちができることを考えよう」
	第7回総合計画策定本部会議	提言 施策体系の協議
平成29年	1月	第5回山陽小野田みらい会議 第7回総合計画策定本部会議
	2月	第2回基本構想審議会

時期	内容	備考	
平成 29 年	第 8 回総合計画策定本部会議(中止)		
	第 9 回総合計画策定本部会議	施策体系の協議 基本構想の素案の協議	
	第 3 回基本構想審議会	基本理念及び将来都市像の検討 基本理念の審議 将来都市像の審議	
	5月	第 10 回総合計画策定本部会議	施策体系の協議 基本構想の素案の協議
	6月	第 11 回総合計画策定本部会議	施策体系の協議 土地利用構想の協議
		第 12 回総合計画策定本部会議	施策体系の協議 土地利用構想の協議 将来都市像の協議
		第 13 回総合計画策定本部会議	将来都市像の協議 重点プロジェクトの協議
		第 4 回基本構想審議会	基本構想の序論案の審議 基本理念及び将来都市像の素案の審議
		第 14 回総合計画策定本部会議	将来都市像の協議 重点プロジェクトの協議
	7月	第 15 回総合計画策定本部会議	将来都市像の協議 重点プロジェクトの協議
		第 16 回総合計画策定本部会議	土地利用構想の協議 重点プロジェクトの協議
		第 5 回基本構想審議会	基本理念及び将来都市像の審議 基本目標の審議 将来の都市構造の審議
	8月	第 17 回総合計画策定本部会議	重点プロジェクトの協議 基本計画の協議
		市議会総務文教常任委員会	総合計画策定の経緯等の説明
		第 6 回基本構想審議会	答申書の協議・決定 (答申)第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について
		第 18 回総合計画策定本部会議	基本構想審議会の答申内容の確認 重点プロジェクト素案の決定 基本構想、基本計画の素案の決定
	9月～ 10月	市民意見公募(パブリックコメント)の実施	第二次総合計画素案 パブリックコメントの意見の検討
		パブリックコメント結果の公表	広報紙、市ホームページ
		平成 29 年第 3 回(10 月)市議会臨時会	(提出)基本構想、基本計画
		総合計画審査特別委員会の設置	
10月～ 12月	総合計画審査特別委員会分科会	基本構想分科会、総務文教分科会、民生福祉分科会、 産業建設分科会	
12月	平成 29 年第 4 回(12 月)市議会定例会	(議決)基本構想、基本計画	

※山陽小野田みらい会議、山陽小野田若者みらい会議、地域懇談会の内容につきましては、資料編 205 ページから 210 ページまでを御覧ください。

●基本構想改訂及び中期基本計画策定時

時期	内容	備考	
令和2年	8月	第1回総合計画策定本部会議 基本方針の協議 策定スケジュールの説明	
	11月	第2回総合計画策定本部会議 SDGsの協議	
令和3年	3月	第3回総合計画策定本部会議 基本構想の改訂項目の協議 協創・SDGs・総合戦略のあり方の協議 中期基本計画における施策体系・構成の協議 前期基本計画の検証	
	7月	市民アンケート調査の実施	市民3,000人、市内高校2年生463人
		第4回総合計画策定本部会議	基本構想改訂の協議 重点プロジェクトの協議
		第5回総合計画策定本部会議	基本構想改訂の協議
	8月	第1回基本構想審議会	(諮問)第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の改訂案について 総合計画の説明 基本構想改訂の協議
		第6回総合計画策定本部会議	重点プロジェクトの協議 総合戦略体系の協議
		第7回総合計画策定本部会議	重点プロジェクトの協議 総合戦略体系の協議 中期基本計画の協議
		第2回基本構想審議会	基本構想改訂の協議 中期基本計画案の説明 重点プロジェクト案の説明
	9月	第3回基本構想審議会	答申書の協議・決定 (答申)第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の改訂案について
		第8回総合計画策定本部会議	基本構想審議会の答申内容の確認 基本構想改訂素案の決定 重点プロジェクト素案の決定 中期基本計画素案の決定
	9月～10月	市民意見公募(パブリックコメント)の実施	基本構想改訂素案・中期基本計画素案 パブリックコメントの意見の検討
		パブリックコメント結果の公表	広報紙、市ホームページ
		令和3年第1回(10月)市議会臨時会 総合計画審査特別委員会の設置	(提出)基本構想改訂、中期基本計画策定
	10月～12月	総合計画審査特別委員会分科会	基本構想分科会、総務文教分科会、民生福祉分科会、産業建設分科会
12月	令和3年第4回(12月)市議会定例会	(議決)基本構想改訂、中期基本計画策定	

●後期基本計画策定時

時期	内容	備考	
令和6年	10月 第1回総合計画策定本部会議	基本方針の協議 策定スケジュールの説明	
令和7年	3月～4月 市民アンケート調査の実施	市民 3,000人	
	5月 第2回総合計画策定本部会議	後期基本計画策定の方向性について確認 策定スケジュールについて確認	
	8月 第3回総合計画策定本部会議	中期基本計画の振り返りを確認 分野別計画に係る協議 重点施策及び横断的取組案に係る協議	
	9月～10月	第1回後期基本計画協議会	第二次総合計画についての説明 後期基本計画案に対する意見提出方法について協議
		市民意見公募(パブリックコメント)の実施	基本構想改訂素案・中期基本計画素案 パブリックコメントの意見の検討
		第2回後期基本計画協議会	意見交換 意見書案の検討
		第3回後期基本計画協議会(書面)	意見書案の確認及び提出
		第4回総合計画策定本部会議	後期基本計画素案(議案)の決定
		パブリックコメント結果の公表	広報紙、市ホームページ
		令和7年第1回(10月)市議会臨時会	(提出)後期基本計画策定
		総合計画審査特別委員会の設置	
	10月～12月	総合計画審査特別委員会分科会	基本構想分科会、総務文教分科会、民生福祉分科会、 産業建設分科会
	12月	令和7年第4回(12月)市議会定例会	(議決)後期基本計画策定

2 基本構想審議会

(1) 基本構想審議会規則

山陽小野田市基本構想審議会規則

平成17年山陽小野田市規則第235号

(趣旨)

第1条 この規則は、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）第3条の規定に基づき、山陽小野田市基本構想審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、40人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募により選出された市民
- (3) 関係機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から諮問された事項に対する答申を終了した日までとする。

3 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく委員を選任するものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、学識経験者その他の関係者の意見を聴き、助言及び説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第17号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第18号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第14号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第19号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（２）基本構想審議会委員名簿

●基本構想策定時

	氏名	所属等
学識経験者（公共的団体）		
	吉川 邦男	山陽小野田市自治会連合会
	石川 宜信	山陽小野田市ふるさとづくり協議会
	小松 文子	山陽小野田市女性団体連絡協議会
	篠原 明子	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
	長谷川 久子	山陽小野田市民生児童委員協議会
	瀬口 哲義	山陽小野田市文化協会
	平中 政明	山陽小野田市体育協会
	恒松 恵子	山陽小野田観光協会
	平野 強	連合山口中部地域協議会山陽小野田地区会議
	藤村 嘉彦	一般社団法人小野田医師会
	民谷 正彰	一般社団法人厚狭郡医師会
	岡野 洋三	一般社団法人小野田歯科医師会
	中原 斎香利	厚狭歯科医師会
	渡邊 和行	山陽小野田市私立幼稚園連盟
	加藤 善雄	山陽小野田市保育協会
	平田 武	山陽小野田市老人クラブ連合会

学識経験者（事業所）		
会長（～第3回）	藤田 敏彦	小野田商工会議所（～第3回）
	原 雅典	小野田商工会議所青年部
会長（第4回～） 副会長（～第3回）	田中 剛男	山陽商工会議所
	伊場 勇	山陽商工会議所青年部
	岡山 怜二	一般社団法人小野田青年会議所
	山根 健	山口宇部農業協同組合
	西村 広司	山口県漁業協同組合
学識経験者（事業所）		
副会長（第4回～）	江田 方志	若新株式会社
	原 孝造	有限会社原印刷所
教育機関等		
	森田 廣	山口東京理科大学
	松原 秀樹	サビエル高等学校
	田中 由紀子	山陽小野田市小・中学校PTA連合会
	吉田 由美子	山陽小野田市子ども・子育て協議会
	玉田 文吾	西日本工業大学
行政機関		
	中村 孝史	山口県宇部県民局
	江本 祥三	宇部・山陽小野田消防組合（～第3回）
	山本 晃	宇部・山陽小野田消防組合（第4回～）
金融機関		
	松原 一雄	株式会社山口銀行
	稲田 匠美	山口県信用組合（～第4回）
	内山 哲男	山口県信用組合（第5回～）
報道機関		
	竹本 満夫	株式会社宇部日報社
市民		
	塩田 賢二	公募委員
	古谷 義彦	公募委員

●基本構想改訂時

	氏名	所属等
学識経験者（公共的団体）		
	岡本 志俊	山陽小野田市自治会連合会
	大本 章男	山陽小野田市ふるさとづくり協議会
	半矢 幸子	山陽小野田市女性団体連絡協議会
	中村 聡	社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会
	中村 尚子	山陽小野田市民生児童委員協議会
	永山 純一郎	山陽小野田観光協会
	高橋 慶多	連合山口西部地域協議会山陽小野田地区会議
	伯野 卓	山陽小野田医師会
	水野 勝文	山陽小野田市保育協会
学識経験者（事業所）		
副会長	江田 方志	小野田商工会議所
	田中 剛男	山陽商工会議所
	木林 智信	一般社団法人小野田青年会議所
	竹森 靖	山口県農業協同組合 宇部統括本部
教育機関等		
会長	池北 雅彦	山口東京理科大学
	井上 洋希	山陽小野田市小・中学校PTA連合会
	末永 育恵	教育委員
金融機関		
	藤本 典彦	株式会社山口銀行
	引藤 裕之	山口県信用組合
報道機関		
	倉重 勤	株式会社宇部日報社
大学生		
	阿野 泰誠	山口東京理科大学学生
	田中 ひな子	山口東京理科大学学生
市民		
	塩田 賢二	公募委員
	中川 正治	公募委員

(3) 諮問・答申

●基本構想策定時

① 諮問

山 企 第 B 2 1 0 4 - 1 2 号
平成 2 8 年 (2016 年) 1 2 月 2 1 日

山陽小野田市基本構想審議会会長 様

山陽小野田市長 白 井 博 文

第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について (諮問)

第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について、山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例 (平成 1 7 年山陽小野田市条例第 3 0 号) 第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

② 答申

平成29年8月23日

山陽小野田市長 藤田剛二様

山陽小野田市基本構想審議会
会長 田中剛男

第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について（答申）

平成28年12月21日付け山企第B2104-12号で諮問のあった第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の案について、当審議会において審議を重ねました。

審議に当たっては、これまでの第一次総合計画期間における取組の進捗状況や課題を踏まえた上で、この基本構想がこれから12年間における山陽小野田市のまちづくりの指針となるものとの認識に立ち、委員それぞれの立場や経験を基に慎重に審議し、検討してまいりました。

当審議会は、基本構想素案として示された「山陽小野田市の将来像」における「まちづくりの基本理念」、「将来都市像」、「基本目標」をおおむね妥当なものとして認め、これに審議内容を整理し、修正を加えて別添のとおり答申します。

市長におかれましては、この答申を尊重して第二次山陽小野田市総合計画を策定されるとともに、下記の意見を十分配慮して計画の実現に努められるよう要望します。

記

- 1 第一次総合計画期間における取組の進捗状況や課題を十分に踏まえた上で、更なる住みよさの向上に努められたい。
- 2 山陽小野田市立山口東京理科大学、ガラス文化、サッカーなど本市の特色を活かした活力あるまちづくりに努められたい。
- 3 人口減少の抑制に向けて、子育てしやすく、女性に優しく、女性が活躍できるまちづくりなどに努められたい。また、今後は人口減少社会を前提とした上で、持続可能なまちを将来にわたって継承していくことができるよう、企業の生産性の向上を図る施策についても検討されたい。
- 4 定住・移住の推進に向けて、本市の持つ魅力の積極的な発信に努められたい。
- 5 将来都市像として、山陽小野田市をイメージする色について検討され、市のPR等に活用されたい。
- 6 「計画の実現に向けて」については、審議会の意見を踏まえた上で、市において表現の再検討を行われたい。

●基本構想改訂時

① 諮問

山 企 第 5 9 9 号
令和 3 年 (2021 年) 8 月 6 日

山陽小野田市基本構想審議会会長 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の改訂案について（諮問）
第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の改訂案について、山陽小野田
市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）
第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

② 答申

令和3年(2021年)9月9日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市基本構想審議会
会長 池 北 雅 彦

第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想の改訂案について（答申）
令和3年8月6日付け山企第599号で諮問のあった第二次山陽小野田市総
合計画に係る基本構想の改訂案について、第二次山陽小野田市総合計画策定後
に表面化した課題を踏まえた上で、この基本構想が山陽小野田市のまちづくり
の指針となるものとの認識に立ち、委員それぞれの立場や経験を基に慎重に審
議し、検討してまいりました。

当審議会は、基本構想の改訂案として示された「山陽小野田市の将来像」な
どの改訂内容をおおむね妥当なものとして認めます。ただし、別添のとおり一部の
修正を加えて答申しますので、この答申を尊重して基本構想を改訂されること
を要望します。

また、本審議会において、下記の附帯意見に示す意見があったことから、この点について十分配慮して計画の実現に努められるよう要望します。

記

【附帯意見】

- 1 基本計画の推進に当たって、社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応されたい。
- 2 基本構想において新たに示された「協創によるまちづくり」の推進に当たって、地域運営組織の導入等の新たな地域の仕組みづくりは、地域の諸課題を解決するために不可欠な取組である。市民や地域と協力しながら積極的に推進されたい。
- 3 人口減少を抑制していくためにも、子育て世代から選ばれるまちづくりが求められる。保育環境の充実だけでなく、より質の高い保育を行うなど、子育てしやすいまちづくりに努められたい。
- 4 デジタル技術を活用しながら子どもから大人までの学びの充実に努められたい。
- 5 市民に住んでよかったと感じてもらえるよう、さらに、市外に対しては、本市に住んでみたい、あるいは訪れてみたいと感じてもらえるよう、アフターコロナを見据えながら、本市の持つ魅力の積極的かつ分かりやすい発信に努められたい。
- 6 基本計画においては、目標指標と評価指標の関係が明確になるように設定するとともに、4年後に的確に評価できる指標を設定するように努められたい。

3 後期基本計画協議会

(1) 後期基本計画協議会設置要綱

山陽小野田市後期基本計画協議会設置要綱

令和7年5月23日制定

(設置)

第1条 第二次山陽小野田市総合計画における後期基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、本市のまちづくりに関する識見を有する市民等から意見を聴取するため、市長の私的諮問機関として山陽小野田市後期基本計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 前号の意見を取りまとめ、市長へ意見書を提出すること。
- (3) その他協議会の運営に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的民間団体（山陽小野田市自治基本条例（平成23年山陽小野田市条例第30号）第30条第1項に規定する公共的民間団体をいう。）の役員等
- (2) 社会福祉関係団体の役職員
- (3) 商工業関係団体の役職員
- (4) 農林水産業関係団体の役職員
- (5) 教育機関の教職員
- (6) 金融機関の役員又は従業員
- (7) 労働者関係団体の役職員
- (8) 報道機関の役員又は従業員
- (9) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、前項の規定により市長が委嘱した日から前条第2号に規定する意見書を提出した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長を決定するための会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月23日から施行する。

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務を完了した日限り、その効力を失う。

(2) 後期基本計画協議会委員名簿

	氏名	所属等
学識経験者（公共的団体）		
副会長	岡本 志俊	山陽小野田市自治会連合会
	半矢 幸子	山陽小野田市女性団体連絡協議会
	吉岡 忠司	山陽小野田市社会福祉協議会
	水津 俊祐	日本労働組合総連合会山口県連合会 西部地域協議会山陽小野田地区会議
学識経験者（事業所）		
会長	江田 方志	小野田商工会議所
	藤田 悟	山陽商工会議所
	藤田 征人	一般社団法人小野田青年会議所
	田村 享一	山口県農業協同組合 高千帆支所
教育機関等		
	嶋本 顕	山口東京理科大学
	上林 昌洋	山陽小野田市小・中学校PTA連合会
金融機関		
	藤本 典彦	株式会社山口銀行
報道機関		
	倉重 勤	株式会社宇部日報社

大学生		
	安藝 健史	山口東京理科大学学生
	平井 里奈	山口東京理科大学学生
市民		
	塩田 賢二	公募委員
	清水 保	公募委員
	山本 俊則	公募委員

(3) 意見書

令和7年(2025年)10月17日

山陽小野田市長 藤田 剛二 様

山陽小野田市後期基本計画協議会
会長 江田 方志

第二次山陽小野田市総合計画における後期基本計画の素案に対する意見について
第二次山陽小野田市総合計画における後期基本計画の素案について、当協議会において審議を重ねました。

審議に当たっては、この後期基本計画が第二次山陽小野田市総合計画の12年間における最後の基本計画期間となり、総仕上げと言えるものであるとの認識に立ち、委員それぞれの立場や経験を基に素案を検討し、別添のとおり意見を提出します。また、意見の概要を下記のとおり示します。

市長におかれましては、この意見を尊重して後期基本計画を策定されるとともに、同計画の推進に当たっては、各委員から提案があった意見についても考慮の上で計画の実現に努められるよう要望します。

記

- 1 若い世代が結婚・出産・子育てをしやすい環境の整備
- 2 若者の市外流出の防止や地元就職への誘導、情報発信の強化
- 3 市の未来を支えるための学校教育環境の充実
- 4 若者の心を豊かにする文化振興
- 5 移動手段の確保など高齢化社会への対応や健康で経験豊富な高齢者の活用
- 6 山口東京理科大学との連携の更なる強化
- 7 人口減少時代における持続可能なまちづくりの推進

- 8 限られた予算を有効活用する観点から事業の選択と集中を図ること。
- 9 中期基本計画期間で未達成であった目標について、戦略的に取り組むこと。

(順不同)



後期基本計画協議会会議の様子

4 市民会議

(1) 山陽小野田みらい会議

本会議では、今後 12 年間の総合的なまちづくりの指針となる計画を策定するに当たり、市民の皆様が「住みたい・住んで良かった・住み続けたい」と感じるまちを目指すため、市民の皆様と一緒に市政を考える機会として開催しました。

会議では山陽小野田市の「いいところ」「もっと良くしたいところ」など全体として意見交換をしたのちに、基本目標ごとに方向性やまちづくりを進める上でのアイデアを出し合い、共有しました。

まちづくりみらい会議の内容を、次期計画策定に向けての提言書として取りまとめました。

1 委員の構成

平成 28 年 1 月 1 日時点において満 18 歳以上 75 歳未満の市民 2,000 人を無作為に抽出し、参加希望者から委員を決定しました。

2 実施日・場所

	日時	場所	参加者数
第 1 回	平成 28 年 11 月 2 日 (水) 18:30~20:30	山陽小野田市役所	22 人
第 2 回	平成 28 年 11 月 17 日 (木) 18:30~20:30	山陽小野田市役所	21 人
第 3 回	平成 28 年 11 月 24 日 (木) 18:30~20:30	厚狭公民館	16 人
第 4 回	平成 28 年 12 月 6 日 (火) 18:30~20:30	山陽小野田市役所	19 人
第 5 回	平成 29 年 1 月 25 日 (水) 18:30~20:30	山陽小野田市役所	16 人

3 実施方法

市の魅力や課題、施策ごとの方向性の検討に当たっては、KJ 法（主にフセン紙に意見を書きだし、グループごとにまとめていく手法）で実施しました。

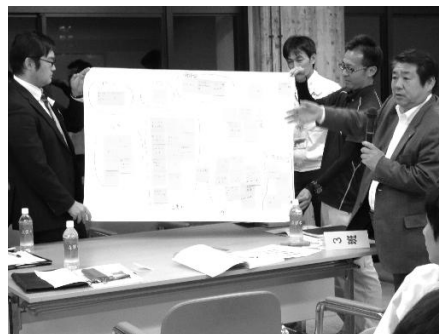
4 実施内容

第1回	山陽小野田市の「いいところ」「もっと良くしたいところ」
第2回	まちづくりの取組について考えよう
第3回	基本目標1 子育て・福祉・医療・健康 基本目標2 市民生活・地域づくり・環境・防災 基本目標3 都市基盤整備 基本目標4 産業振興 基本目標5 教育・文化・スポーツ 基本目標6 行財政運営
第4回	提言の整理
第5回	提言



5 ワークショップの意見概要

- ・子育て支援としては、低所得者家庭・子どもの貧困への対策などが必要という意見が挙がっています。
- ・防災体制の分野で、災害時における避難所の周知などの普及啓発の充実を求める意見が挙がっています。また身近な地域で困りごとを相談し合い、課題に対応できるよう地域のつながりづくりが必要という意見が挙がっています。
- ・交通に関する意見として、地域によっては公共交通機関の乗り継ぎが不便であることや慢性的な渋滞が起こるといった意見があります。
- ・観光振興に関する意見が多く挙がっており、特産品の開発や観光PRの充実など、観光客を誘致する施策から産業の活性化を図ることが必要という意見がありました。また、本市の魅力的な自然景観等についてもPRが必要という意見が出ています。
- ・大学があるという特長を生かし産学官連携を進めるとともに、質の高い学校教育を確保していくことが意見に挙げられています。また、子どもの健全な育成を図っていく上で、家庭や地域も一体となって子どもの健全な育成を支えられる体制をつくる必要という意見もあります。
- ・市政情報については、広報記事や市ホームページについて見づらい・わかりづらいという意見が挙がっており、市民の声や意見を取り入れた市民参加型の広報の作成や、地域活動の紹介などを積極的に行っていくことが望まれています。



6 山陽小野田みらい会議名簿

小田 鉄也	橋本 利枝子
棟久 光江	岩本 峰彦
大村 敬子	竹田 啓司
榎本 俊哉	植田 亜紀子
田中 義男	伊場 勇
松島 千恵子	宮本 明広
家入 克己	藤村 茂樹
近藤 征子	

(2) 山陽小野田若者みらい会議

本会議では、今後 12 年間の総合的なまちづくりの指針となる計画を策定するに当たり、市民の皆様が「住みたい・住んで良かった・住み続けたい」と感じるまちを目指すため、高校生と大学生の皆様にご集まっていただき、市政を考える機会として開催しました。

会議では山陽小野田市の「いいところ」「10 年後どんなまちになったらいいか」などを話し合い、共有しました。

1 委員の構成

16 歳以上 22 歳以下で山陽小野田市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学している人から公募しました。

2 実施日・場所

	日時	場所	参加者数
第 1 回	平成 28 年 11 月 13 日 (日) 9:30~11:30	山口東京理科大学	7 人
第 2 回	平成 28 年 12 月 26 日 (月) 9:30~11:30	山口東京理科大学	6 人

3 実施方法

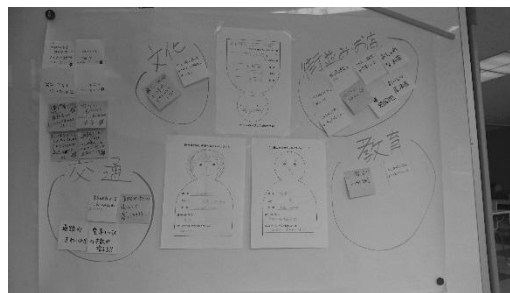
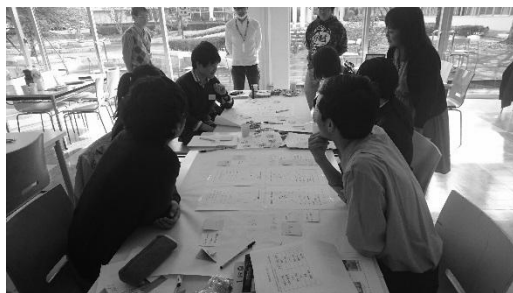
市の魅力や施策ごとの方向性の検討に当たっては、KJ 法（主にフセン紙に意見を書きだし、グループごとにまとめていく手法）で実施しました。

4 実施内容

第1回	第二次総合計画の概要説明、山陽小野田若者みらい会議趣旨説明
	グループワーク① ・テーマ:「山陽小野田市のいいところを考えよう」
	グループワーク② ・テーマ:「未来日記を描こう」
	グループワーク③ ・テーマ:「未来日記を実現するためにはどのようなことが必要かを考えよう」
第2回	グループ発表
	前回会議のおさらい
	グループワーク① ・テーマ:「実現するためのアイデアをさらに深めよう」
	グループワーク② ・テーマ:「自分たちにできることを考えよう」
	グループ発表

5 ワークショップの意見概要

- ・高齢者の生活支援として路線バス運行の充実や介護者の養成、高齢者の社会参加として働く場づくりなどのアイデアが出されましたが、福祉の充実には行政と民間との協力が不可欠という意見が挙がりました。
- ・美しい自然環境を観光・レジャーに活用するアイデアが出されました。
- ・産業振興として、インターンシップ*の機会が充実すれば、企業側・学生側双方にメリットがあり雇用の活性化につながるというアイデアが出されました。
- ・文化振興として、本市の特長であるガラス文化を普及するため、小・中・高等学校での体験機会やガラス作品の展示等によるPRを図るといったアイデアが出されました。



6 山陽小野田若者みらい会議名簿

中尾 済	河平 花純
近藤 元勝	岐津 信考
畠中 彩佳	鹿島 大人
吉村 奈津	熊谷 尚紀
重岡 真由	深川 耕太

(3) 地域懇談会

本会議では、計画を策定するに当たり、市民の皆様が「住みたい・住んで良かった・住み続けたい」と感じるまちを目指すため、小野田地区と厚狭地区の2か所で皆様と一緒に市政を考える機会として開催しました。

会議では山陽小野田市の「いいところ」「もっと良くしたいところ」などを話し合い、共有しました。

1 委員の構成

市民（自由参加）

2 実施日・場所

日時	場所	参加者数
平成28年12月12日（月） 18:30~20:30	山陽小野田市民館	20人
平成28年12月19日（木） 18:30~20:30	厚狭公民館	12人

3 実施方法

市の魅力や課題、施策ごとの方向性の検討に当たっては、KJ法（主にフセン紙に意見を書きだし、グループごとにまとめていく手法）で実施しました。

4 実施内容

1	第二次総合計画の概要説明、地域懇談会趣旨説明
2	グループワーク① ・テーマ：「山陽小野田市のいいところについて話し合う」
3	グループワーク② ・テーマ：「山陽小野田市のもっと良くしたいところについて話し合う」
4	グループ発表

5 ワークショップの意見概要

- ・福祉分野では病院や介護施設が多いことが挙げられており、医療機関は充実していると感じている人が多くなっています。一方で保育園の少なさや救急搬送が市外であるなどの意見もあり、保育サービスの充実や広域的な医療体制の整備が求められています。
- ・地域のコミュニティについて住民同士が良好な関係を築けているものの、過疎化を不安に感じているという意見が挙がりました。
- ・自然環境では、美しい夕日が見られるスポットや公園等の緑化環境のよさを市の魅力として挙げています。
- ・交通関係では、生活交通が不便、道路の渋滞の解消という意見が挙がっており、生活交通の充実や広域交通体系の整備が求められています。
- ・産業振興では、本市の産業の魅力として工業が活発であるという意見が挙がっています。また、農産物や水産物の新鮮さやおいしさが魅力として挙げられている一方、農業の担い手問題などへの支援が必要という意見も挙がっています。さらに、駅前をはじめとするにぎわいの少なさへの対策が必要と考える意見があります。
- ・教育分野では、大学があることや全ての学校に図書館司書が配置されているという意見が挙がっています。一方で学童保育が充実していないことや児童館が少ないことも挙げられており、充実が求められています。

■小野田地区地域懇談会



■厚狭地区地域懇談会



策定に向けて御協力いただきました多くの市民の皆様、本当にありがとうございました。

5 用語の解説

	ページ	用語	解説
あ	市長挨拶、 42、53、 94、179、 183	RMO	地区運営協議会（Regional Management Organization の略）。地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、主体的に作られる地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、主体的に作られる地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。「地域運営組織」と呼ばれることもあるが、本市では「地区運営協議会」という名称が用いられている。
	167	RPA	Robotic Process Automation の略。今まで人が行ってきたデータ取り込みや入力などの定型業務をロボットに行わせるもの。
	64、66、 138、146、 148、177	ICT	Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。
	93	空き家バンク	空き家所有者に空き家を登録してもらい、その情報を全国の空き家・空き地の情報を集めたサイト等で公開し、空き家の利用希望者へ情報提供する制度。
	105	アダプトプログラム	市民と行政が協働ですすめる新しいまちの美化活動のこと。市民が公共の場の清掃等の美化活動を行い、行政がこれを支援するもので、本市では「きれいにするっちゃ山陽小野田」という名のアダプトプログラムが行われている。
	65	安心相談ナースホン	急病などの緊急時や日常の相談を受けるセンターに 24 時間 365 日つながる機器。
い	80、81	医療圏	医療法において、病院等の病床の整備を図るにあたり、県が医療計画のなかで設定する地域的単位のこと。病床の整備を図るべき地域的単位（二次医療圏）、特殊な医療を提供する病床の整備を図るべき地域的単位（三次医療圏）を定めることとしている。本市を含む二次医療圏は、宇部市・美祢市とともに設定され、三次医療圏は山口県単位で設定されている。
	34、208	インターンシップ	学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。
	10、37	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行。
う	市長挨拶	will-being（ウィルビーイング）	「身体的、精神的、社会的に満たされた状態」を指す「well-being」に対し、良いことが起きるのを待つのではなく、自らの「意志（will）」を持って状況をより良くしていこうとする、能動的で自律的な考え方や状態のこと。
	市長挨拶	well-being（ウェルビーイング）	身体的、精神的、社会的にすべてが満たされた（良い状態にある）ことを指す言葉。単に病気でないというだけでなく、いきいきと自分らしく生きている状態を意味する。

	ページ	用語	解説
え	90、111、 115、143、 150、171	SNS	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。
	6	SDGs	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals の略)。国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030年までに達成すべき17の世界共通の目標。
	8	NPO	非営利活動法人 (Non Profit Organization の略)。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を指す。
	102	エネルギーダイバーシティ	化石エネルギーや再生可能エネルギーなどエネルギー源の多様化が図られていること。
	市長挨拶	LABV	Local Asset Backed Vehicle の略。自治体が公有地を現物出資、民間事業者が土地価格に相当する資金を出資して作った事業体が、公共施設と民間収益施設を複合的に整備する官民連携手法の一つ。PFI の対象が特定の公共施設に限られるのに対し、LABV は複数の公有地に商業施設やオフィスビルなどの民間収益施設も組み合わせた開発やマネジメントまで行う。
	102、103、 104	温室効果ガス	大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称で、太陽から放出される熱を地球に閉じ込めて地表を温める働きがあり、地球温暖化に影響を及ぼしている。
お	64	介護給付	介護保険で要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。
か	66	介護予防応援隊	市が実施する介護予防事業等のサポートができるボランティア。
	12	合併算定替	交付税の算定において、合併後も旧団体が存在するとして計算した旧団体の数値を合算すること。合併後の市町村で算定するよりも、合併算定替による方が交付税額が大きくなる。
	118、119、 121	合併浄化槽	し尿と生活雑排水(台所、洗濯、風呂等から出る排水)を併せて処理する浄化槽。
	市長挨拶、 55、165、 179、183	官民連携 (PPP)	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。民間委託や指定管理者制度※なども含まれる。
き	178	期間合計特殊出生率	ある期間(1年間)の出生状況に着目したもので、その年における各年齢(15~49歳)の女性の出生率を合計したもの。
	146	キャリア教育	子どもたちが自分の個性や能力を理解し、将来、社会で自立して生きていくために必要な力や態度を育む教育のこと。職場体験や専門家の話を聞く機会などが含まれる。

	ページ	用語	解説
き	120	給水収益に対する企業債残高	企業債残高が経営に与える影響からみた財政状況の安全を表す指標。
	168	行政評価	行政の施策・事務事業に対し、その成果や課題を評価し、その結果をもとに、それらを適切かつ効率的に改善して、予算査定などに反映させる仕組み。
	146、177、181	協働的な学び	グループでの話し合いなどを通じて、多様な考えに触れながら学びを深めること。「個別最適な学び」と組み合わせることで、子どもたちの力を効果的に伸ばしていくことを目的としている。
く	108	グローバル化	政治・経済、文化など様々な側面で、従来の国家・地域の垣根を越えた、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる状態。
け	67	ケアプラン	要支援、要介護の認定を受けた者を対象として、心身状況やおかれている環境、本人や家族の希望を取り入れながら、利用しようとする介護保険サービスの種類や内容、担当者、その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画書。
	80、165	経常収支比率	人件費や扶助費、公債費などの経常的経費に、市税や地方交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかを示す比率。一般的には 80%を超えると財政構造の弾力性が失われるとされている。
	167	県央連携都市圏域	連携中枢都市圏を参照。
	143	県央連携 PT	県央連携都市圏域において取組分野別に編成されたプロジェクトチーム(Project Team の略)。
	25、55、72、73、77	健康寿命	集団の健康状態を表す健康指標の一つ。日常生活に制限のない期間、日常生活動作が自立している期間の平均。
	こ	11	公共的民間団体
8、64		高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合。
86		国土強靱化	災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするもの。
146、177、181		個別最適な学び	子ども一人一人の興味や学習のペースに合わせた学び方のこと。「協働的な学び」と組み合わせることで、子どもたちの力を効果的に伸ばしていくことを目的としている。
148、153		コミュニティ・スクール	学校運営、学校支援、地域貢献の観点から協議を行い、「地域とともにある学校づくり」「学校とともにある地域づくり」を進めることを目的に、地域住民、保護者等から構成される学校運営協議会を設置した学校を指す通称。
124		コミュニティバス	道路運送法に規定された乗合バス的一种。地方自治体や地域が主体となり、交通空白地域の解消や高齢者の外出促進、中心市街地の活性化を目的に運行される。
さ		169	サポート寄附金(ふるさと納税)
	143	山陽小野田名産品	山陽小野田名産品推進協議会が認定する商品等。
し	55、102、104	GX	Green Transformation の略。温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立を目指す取組。

	ページ	用語	解説
し	94	志縁型コミュニティ	NPO や市民活動団体に代表される課題(テーマ)を基盤としたつながり。
	85、86、87	自主防災組織	地域住民が自主的に結成し、災害への備えや災害発生時の初動対応を行うための地域組織のこと。
	67	施設サービス	介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス、介護医療院サービスのこと。
	169	実質公債費比率	一般会計が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合。
	168	実質単年度収支	単年度収支に黒字要素となる基金(貯金)積立額等を加え、赤字要素である基金(貯金)引き出し額を差し引いたもの。単年度収支は黒字でも、実質単年度収支が赤字なら、それは貯蓄の取り崩しなどにより資金をやりくりしていることになる。
	(用語の解説内)212	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用することで、市民サービスの向上とともに、経費の削減等を図ることを目的とし、民間事業者や団体に、公の施設の管理を委ねるもの。
	36、42、50、54、110、111	シティセールス	自治体がまちの特色や魅力などを市内外に宣伝し、売り込むことにより、人や企業に関心を持ってもらい、知名度やイメージを上げていくこと。
	市長挨拶	シビックプライド	市民が自分の住むまちに対して持つ誇りや愛着のこと。これが醸成されることで、市民がまちづくりに積極的に関わる意欲が高まるとされている。
	66	住民運営通いの場	介護予防のために、百歳体操等を、住民が主体となって身近な場所で継続して運営する「通いの場」。
	174	重要業績評価指標(KPI)	Key Performance Indicator の略。計画や事業の目標がどのくらい達成できたかを客観的に測定・評価するための具体的な数値指標のこと。例えば、「観光客数を年間〇〇人にする」といった目標がこれに当たる。
	95	集落支援員	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して知見を有した人材を自治体が「集落支援員」として委嘱し、支援員は、定期的な巡回、話し合いへの参加、再生に向けた新たな活動へのサポート等を自治体と協働して推進する制度のこと。
	42、103	循環型社会	限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会。
	169	将来負担比率	一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。
	す	102	食品ロス
17		人口動態	人口の増減の原因となる、出生・死亡、転入・転出の状況を表すもの。
121		ストックマネジメント計画	下水道ストックを適正に管理するため、全ての施設を対象として、その状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理するための計画。
167、179、184		スマートシティ	ICT や AI などの先端技術を活用して、市民生活や行政サービスをより便利で快適にし、地域が抱える課題を解決していくまちのこと。
138、140		スマート農業／スマート農林水産業	ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農林水産業。

	ページ	用語	解説
す	25、55、76、160、162、179、183	スマイルエイジング	笑顔(スマイル)の源となる「心身の健康」を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていく(エイジング)ことで、「健康寿命の延伸」を目指す本市の取組。
	市長挨拶、53、96、	スマイルプランナー	様々な分野で活躍している本市のファンや「これから何かやってみたいな」と考えている新しいファンの人たち。そしてファンと市とが、思いや情報を共有し、連携することができる制度に登録された人。
	134	スモールオフィス	小規模な事務所や事業所のこと。IT技術の発展により、場所を選ばずに働けるようになった個人事業主やスタートアップ企業などを誘致する際にターゲットとなる。
せ	167	生成 AI	利用者からの指示(プロンプト)に応じて、文章、画像、音楽などを自動で作り出す人工知能(Artificial Intelligence の略)のこと。行政業務の効率化などへの活用が期待されている。
そ	160、162	総合型地域スポーツクラブ	誰もが身近な地域で気軽にスポーツを楽しめるよう、地域の人たちが自主的、主体的に運営するスポーツクラブ。
た	10、11、18、33	第1次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、農業、林業、漁業などの産業。
	10、18	第3次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、第1次産業、第2次産業以外の産業で、電気・ガス・水道業、通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食業、サービス業などの産業。
	10、11、18、33	第2次産業	産業の大分類を3部門に集約したもののうち、鉱業、建設業、製造業などの産業。
	108、109	多文化共生	国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	22、100	男女共同参画社会	男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会。
ち	42、95	地域運営組織	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、主体的に作られる地域経営の指針に基づき地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。本市では「地区運営協議会」という名称が用いられている。
	94、97	地域おこし協力隊	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱する。隊員は、一定期間、地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。
	94、96、150	地域交流センター	本市においては、教育委員会所管であった「公民館」は、令和4年度から市長部局に移管され、これまでの生涯学習に加え、地域福祉や地区住民の交流の場、地域団体の活動拠点として位置付け、名称も「地域交流センター」に改められた。
	68	地域生活支援拠点	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時に相談、対応ができる体制。
	67	地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう創設された介護保険制度上のサービス類型。市町村が事業者の指定や指導・監督を行う。

	ページ	用語	解説
ち	94	地縁型コミュニティ	自治会などに代表される地域を基盤としたつながり。
	市長挨拶、 53、94、95、 179、183	地区運営協議会	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、主体的に作られる地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、主体的に作られる地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。「地域運営組織」と呼ばれることもあるが、本市では「地区運営協議会」という名称が用いられている。
	8	地方制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて、地方制度に関する重要事項を調査審議し、助言する内閣府の附属機関。
	市長挨拶、 174、175	地方創生 2.0	国が提唱する新しい地方創生の考え方。人口減少を前提とした上で、デジタル技術の活用などを通じて、人口規模が小さくなくても豊かに暮らせる持続可能な地域社会をつくることを目指すもの。
て	55、118、 148、	DX	Digital Transformation の略。デジタル化によって生活のあらゆる面でよい方向に変化させること。
	99	DV	Domestic Violence の略。配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力がある。
	8、12、37、 90、158	デジタル化	民間又は行政主導で進む社会基盤へのICT技術の導入による、アナログ的な生活様式からの転換。
	122、123	デマンド型交通	利用者の移動要望(電話予約等)に応じて、運行経路や時間を調整して効率的な運行計画を立て、柔軟な輸送を可能とする、バスやタクシーなどを利用した乗合型の交通システム。
と	73	特定健康診査	糖尿病や高血圧、脂質異常などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として導入された健康診査。
	19	特化係数	1.0 を超える産業は全国水準と比較して、その産業に特化しているといえることができる。
に	81	二次救急医療体制	二次救急は、夜間や休日などの救急医療体制(初期救急の一次救急から救命救急の三次救急まで三段階)のうち、緊急な治療や入院の必要な重症患者を対象とした医療体制で、二次医療圏の中で輪番制で受け入れ体制を整えている。
は	87	ハザードマップ	地震、洪水、土砂災害などの自然災害が発生した場合に、被害が予想される範囲や避難場所などを示した地図。
	54、160	パラサイクリング	国際自転車競技連合(UCI)の規定する競技規則の下で行われる障がい者の自転車競技のこと。選手は障がいの種類と使用する自転車により4つのクラスに分けられ、更に障がいの程度により分類される。なお、参加する選手の障がいの種類は大まかに四肢障がい(切断、機能障がい)、脳性麻痺、視覚障がい、下半身不随がある。
ふ	62	ファミリーサポートセンター	子育てを「援助してほしい」「応援したい」という人がそれぞれ会員となり、地域で会員相互が援助し合う仕組み。
	147	不登校児童生徒	連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒(病気又は経済的理由による欠席を除く)。
	156、158	ふるさと文化遺産	世代を超えて受け継がれ大切にされている地域の文化的財産を再発見し、歴史や風土に根ざしたストーリー性のある概念として一定の価値付けをし、登録する本市独自の取組。

	ページ	用語	解説
ふ	66	フレイル状態	加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態。
ほ	152	放課後子ども教室	小学生を対象に、小学校の体育館や公民館等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て行う、学習やスポーツ・文化活動等の取組。
ま	167	窓口 BPR	Business Process Re-engineering の略。市役所の窓口での手続を住民の視点から根本的に見直し、より便利で効率的なものに再構築すること。「書かなくてよい」「待たなくてよい窓口」を目指す取組。
み	66	見守りネットさんようおのだ	認知症等の人が行方不明になった場合に早期に発見するためのメール配信システム。
や	150	ヤングテレホン	家族関係、学校・友だち関係、いじめや不登校など、様々な悩みを持つ青少年やその家族等の支援のための電話相談窓口。
ゆ	44、110、111	UJIターン	Uターンは地方出身者が他の地域に移住した後、再び出身地へ戻ること。Jターンは地方出身者が大規模な都市へ移住した後、出身地の間の他の地域に移ること、又は出身地の近くの地域に移ること。Iターンは大規模な都市で生まれ育った者が地方へ移ること、又は地方出身者が出身地以外の地域に移ること。
	118、119、120	有収水量	料金徴収の対象となった水量。
よ	126、127	用途地域	都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。
	114、115	予防保全	定期的な点検や劣化調査に基づいて計画的な保全を行い、施設を安全な状態で長く使うための維持管理方法。
ら	115、122	ライフサイクルコスト	施設の設計費や建設費用だけでなく、維持管理、修繕、改修、解体処分に至るまでに必要な経費をトータルで考えたもの。
	36	ライフライン	主にエネルギー、水供給施設、交通施設、情報施設などの日常生活に必須となる設備、施設。
り	10	リーマンショック	国際的な金融危機の引き金となった平成 20 年のリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落を指す。
れ	164、167	連携中枢都市圏 (県央連携都市圏域)	山口市、宇部市、萩市、防府市、美祢市、山陽小野田市、島根県津和野町の7市町が、連携中枢都市圏構想の趣旨の下、相互に連携や補完を図り、圏域全体の将来にわたる発展と、個性と活力に満ちた圏域の形成を目指していくことを目的として、地方自治法に基づく連携協約を締結して形成したものの。
ろ	3	ローリング方式	現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業について見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。
	10、140	6次産業化	農林水産事業者が生産(1次)、加工(2次)、販売(3次)まで一体的に取り組むことや、2次・3次事業者と連携して新商品やサービスを生み出すこと。